

「ふくおか筑紫フードバンク」協力会員 規約

(目的)

第1条 「ふくおか筑紫フードバンク」の事業主体である運営委員会と協力会員との間に本規約を定め、運営を行う。

(資格要件)

第2条 協力会員の資格要件は、次の各号のいずれかに該当する個人または企業とする。

- (1)「ふくおか筑紫フードバンク」に定期的に食材等の寄贈を行う。
- (2)「ふくおか筑紫フードバンク」に寄贈された食材等又は保存機器の保管場所を提供する。

(入会手続き及び成立)

第3条 入会手続きは、運営委員会が定める入会申込書により申し込みを行い、事務局が入会承諾の完了を書面にて通知後、食材等の取り扱いについて合意書を締結したときに完了する。ただし、次の場合は、承諾しないまたは承諾を取り消すことがある。なお、事務局はその理由の開示を行わない。

- (1)会員登録お申し込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載、不備があったとき
- (2)公序良俗に反する行為があったとき
- (3)その他、事務局が会員登録申込みを承諾できないと判断したとき

(受けることができるサービス)

第4条 協力会員は、次のとおりサービスを受けることができる。

- (1)「ふくおか筑紫フードバンク」事業ホームページでの紹介
- (2)「ふくおか筑紫フードバンク」事業の事業報告書の送付
- (3)運営委員会のオブザーバー参加
- (4)利用団体連絡会議のオブザーバー参加

(有効期間及び更新)

第5条 有効期間及び更新については次のとおりとする。

- (1)4月1日より翌年3月31日までを有効期間とする。年度途中の入会の場合は、入会日からその年度の3月31日までを有効期間とする。
- (2)会員から特に申し出がない限り、有効満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、会員の資格要件が満たされていない場合は、更新することができない。

(登録事項の変更の届出)

第6条 登録事項に変更があったときは次のとおり処理を行う。

- (1)会員は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号等、届出された登録事項の内容に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更の届出を行う。
- (2)前項の変更の届出がなかったことにより会員に不利益が生じた場合、一切その責任を負わない。

(会員の除名)

第7条 会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決により除名することができる。

- (1)この会員規約に違反したとき
- (2)法律もしくは公序良俗に違反したとき
- (3)その他、運営委員会が(1)～(2)に該当する恐れがあるまたは不適切と判断する行為をしたとき

(退会の手続き)

第8条 利用会員が退会しようとするときは、運営委員会が定める退会届を事務局に提出しなければならない。

また、食材等又は保存機器の保管場所を提供している企業及び団体は、「ふくおか筑紫フードバンク」事業の継続のため、退会3ヶ月前に事務局にその旨を通知しなければならない。

(禁止事項)

第9条 禁止事項は次のとおりとする。

- (1)会員の権利を第三者に譲渡もしくは使用させる行為
- (2)食材の転売及び破棄
- (3)本事業または会員の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (4)会員、本事業の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (5) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為
- (6) その他、不適切と判断される行為。

(規約の変更)

第10条 本規約は、運営に必要と判断される場合、運営委員会の議決を得て、本規約を変更することがある。

(損害賠償)

第11条 損害賠償については次のとおりとする。

- (1)本事業が定める規約等に反し、またはそれに類似する行為によって本事業が損害を受けた場合は、当該会員がその損害を賠償するものとする。
- (2)会員資格を喪失した場合も、前各号の規定は継続される。

(会員間の紛争)

第12条 会員間の紛争については次のとおりとする。

- (1)会員間相互に生じた紛争について、運営委員会には一切の責務は無いものとする。
- (2)会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において、解決するものとし、運営委員会は一切関知しない。

(所管裁判所)

第13条 「ふくおか筑紫フードバンク」に関する紛争等が生じた場合の所管裁判所は、事務局所在地の所管裁判所とする。

附 則 この規約は、平成28年7月8日から施行する。